

2016年3月
第8号

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会
—朝鮮学校無償化裁判を支援する会—

미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

http://msk-f.net
mail : info@msk-f.net

目次:

- 第7回口頭弁論
及び報告集会 1
- 朝鮮学校高校無償化
全国一斉行動に連帯する
福岡県民集会 2
- 全国13カ所で
全国一斉行動 3
- もう一度考えてみよう!
九州無償化裁判Q&A 4
- 会費(カンパ)のお願い 4

2015年11月12日 第7回口頭弁論及び報告集会

■ 第7回口頭弁論

第7回口頭弁論が、2015年11月12日(木)、福岡地裁小倉支部で開かれました。80人を超える方々が裁判傍聴に駆けつけてくださいました。ありがとうございました。

準備書面(10)の説明

裁判では朴憲浩弁護士が、準備書面(10)の要旨を説明しました。朴弁護士は、国が朝鮮高校を不指定処分し、さらに規定ハ号削除に及んだ本当の理由と不当性を追及しました。以下、その要旨を掲載します。

朝鮮学校排除の本当の理由

2010年の無償化法提出時から、自民党は次の3点から朝鮮学校を無償化法から排除すべきという主張を繰り返していた。①朝鮮学校の教育内容は反日教育、捏造教育である。②拉致問題の進展が見られない。③国民の理解が得られない。2012年の自民党政権復帰後すぐに当時の下村文部科学大臣は、上記の理由から朝鮮学校を不指定にし、ハ号を削除する方針を出した。そして、2013年2月20日に朝鮮学校が無償化制度から排除された。こうした経緯を見ると、朝鮮学校を排除した本当の理由が、朝鮮学校の教育内容、朝鮮共和国との外交問題、国民の理解の不

存在にあったことは明らかだ。これらは、憲法上、人権条約上、許されるものではない。

不指定処分の不当性

(1) 民族教育の否定

朝鮮高校の教育内容は、日本社会の差別や弾圧にさらされながらも民族の言語、文化を受け継ぎ民族の誇りを醸成する民族教育だ。それを否定することは、自由権規約27条、子どもの権利条約30条の各種国際人権条約や憲法に違反することは明らかだ。

(2) 共和国との外交上の利益目的?

朝鮮高校生徒に就学支援金が支給されたとして、なぜそれが日朝外交に影響するのか、その合理的な結びつきは明らかではない。朝鮮学校やそこに学ぶ生徒らに不利益を与えることで、外交上の利益を得ようとすること自体が不当なことだ。

(3) 測定不可能な「国民の理解」を理由にした恣意的な人権制約

人は憲法や各種人権条約に基づき、差別されない権利、平等権という人権を有している。たとえ、政府の言うところの「国民」が朝鮮高校への無償化法適用に反対していようと、朝鮮学校生徒らを差別することは許されない。「国民の理解」があるかないかなどは測定できるものではない。「国民の理解がない」という理由を



미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

もって国の行為を正当化することは、権力による恣意的な人権制約であり、不当なものだ。

不合理かつ曖昧な主張を繰り返す被告(国)

被告(国)は、朝鮮高校の不定処分やハ号削除の理由として次の点を挙げている。①朝鮮共和国や朝鮮総聯による影響が否定できず、適正な学校運営がなされているとの十分な確証が得られない。②就学支援金を支給したとしても、授業料にかかる債権に充当されないことが懸念される。③規程13条に適合すると認めるに至らなかった。

しかし、こうした「否定できず」「十分な確証が得られない」「懸念される」「認めるに至らなかった」といった曖昧な表現からわかるように、主張する理由が非常に不明確な心証に基づくものだ。加えて、被告(国)の出している判断資料の大半は、取材不明な新聞記事や政治団体の単なる意見書、公安調査庁の報告書などである。被告は、本件訴訟に至っても、不合理かつ曖昧な主張しかできていない。

被告の行為→地方自治体や日本社会による差別の連鎖の助長

朝鮮高校は、無償化法が成立していない、指定の申請もしていない段階から無償化法を適用すべきでないとする議論がされるという異様な状況に置かれた。

さらに、この主張は、地方自治体にも波及し、大阪市や東京都などでは朝鮮学校の補助金の打ち切りや支給要件の加重が行われた。

無償化法は「すべてのものに中等教育の機会」を与えることが立法趣旨である。朝鮮高校は、その無償化法が制定される中で、逆に従来よりも不利益な状態に置かれている。朝鮮高校を無償化法適用

除外にした被告(国)の行為は、朝鮮高校が金銭を流用する「疑い」や「おそれ」といった在日朝鮮人社会に対して有する差別と偏見に乗じたものである。

被告の行為は、地方自治体や日本社会による差別の連鎖を引き起こしている。この差別の連鎖現象こそは、人権及び基本的自由を害する「人種差別」であり、人種差別撤廃条約1条1項に反するものである。裁判所は、この差別の連鎖を止めるべく、勇氣ある判決を下すことを求める。

(以上弁論要旨)

■ 報告集会

裁判終了後、弁護士会館で報告集会が開かれました。弁護団から裁判の解説と今後の進み具合が報告されました。



朝鮮学校無償化高校無償化 全国一斉行動に 連帯する福岡県民集会

「高校無償化」法、改悪から3年目。2月20日、北九州市のパークサイドビル会議場で「朝鮮学校高校無償化全国一斉行動」に連帯する福岡県民集会を開催しました。九州朝鮮中高級学校高級部の生徒をはじめ保護者、支援者など150名が参加しました。

集会は、福岡県教職員組合書記長の本村隆幸さんの司会・開会

○ 被告(国)の準備書面は、①朝鮮高校は、朝鮮総聯の影響が強く適正な学校運営がされているとの確証が得られない。②授業料の流用が懸念される。③規程13条に適合すると認めるに至らなかった。の繰り返しを行っていません。内容は、いいかげんなものと言わざるを得ない。

○ 原告、被告、双方の主張は、基本的には出尽くしている。今後は、立証段階に入る。

○ 裁判官に公正な判決を求めるために「検証申出書」を提出した。これは、被告が根拠のない報道や情報を証拠として提出しているので、裁判官には朝鮮学校に来て、真の姿を見て欲しいという申出書である。申出書を実現する為にも多くの方々に裁判支援をお願いしたい。

あいさつで始まり、主催者を代表して服部弘昭弁護士(弁護団長)が本集会の意義を訴え、金敏寛弁護士(弁護団事務局長)が裁判の争点と進み具合を報告しました。

続いて、生徒代表(朴梨銀:九州朝鮮中高級学校高3)が決意表明を行い、その後、保護者代表(金明愛:オモニ会代表)、支援団体代表(北原守:福岡県日朝友好協会会長、太田真由美:福岡地区朝鮮学校を支援する会事務局長)から力強い応援メッセージがありました。

瑞木実無償化実現福岡連絡協議会事務局長から全国集会の報告があり、集会アピール採択後、梶原正

2016年3月

実福岡県教職員組合委員長の
団結ガンバローで集会を閉じま
した。

集会後、JR小倉駅前で朝鮮学
校高校無償化裁判に理解を求
める街頭活動を行いました。



集会での発言

朴 梨銀(パク・リウン)さん
九州朝鮮中高級学校 高3

私はあと二週間で九州朝鮮中高級学校を卒業します。卒業を目前に、今もなお高校無償化から朝鮮学校だけが除外されている現実についての思い、3年間の活動を通して学んだこと、私達朝鮮学校生徒の思いをお話しようと思います。

高校無償化から朝鮮学校が除外されると決まった時、正直、私はまだ中学生だったので何のことなのか全くわかりませんでした。高校に上がり現実につきつけられ、高校無償化問題の根本を学ぶ中で、日本で唯一、朝鮮学校に通っている生徒だけが就学支援金をもらえないことはおかしいと憤りを感じるようになりました。さらに学校の先生や弁護士の先生方から話を聞くにつれ、この問題は単純に教育に関わるのではなく、国の政治、また人権に関わる深刻な問題だということを知りました。

私たちはこの問題を受け3年間、署名活動や裁判傍聴、街頭宣伝など様々な活動を行ってきました。

3年間の活動の中で<自分とは誰か>というアイデンティティーをより深く、より強く感じ取ることができました。他人事ではなく無償化問題の当事者として行動することによって、先代達の様々な闘争があり、今のウリハッキョ、そして私達がいるのだと強く感じました。

—中略—

何よりも、たくさんの弁護士の先生達が無償化に対し私達と同じ気持ちで闘ってくださることをとても嬉しく思います。これからも一緒に闘争を続け、無償化適用を実現させるという気持ちが日に日に強くなります。

一方、無償化から朝鮮学校が除外され6年が経とうとしている今日、未だ問題が解決していない現実に、全く理解出来ないと同時に憤りと哀しみを感じています。

外国人学校やインターナショナルスクールなども含まれている制度なのに、なぜ朝鮮学校だけが除外されなくてはならないのでしょうか？

これは完全に教育の平等に反していると思います。

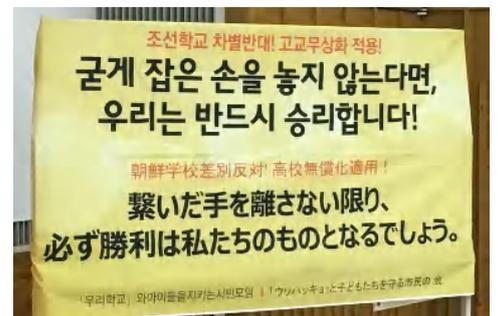
日本と朝鮮の政治的問題を教育に結びつけることが果たして正しい政策だと言えるのでしょうか。私たちは普通の高校生たちと何の変わりもなく、同じ権利があるのではないのでしょうか。

私は、私達の代で権利を獲得できなかった分、後輩達のため、これからのためにも闘争を続けて行きたいと思います。

私は三月を持って九州朝鮮中高級学校を卒業しますが、民族教育の中で学んだ朝鮮の言葉や歴史、風習、文化等すべての事を糧にして在日朝鮮人として堂々と生きて行きたいと思います。

それがウリハッキョで、そして権利獲得のための活動の中で学んだアイデンティティーであるし、又、今後の後輩たちの高校無償化実現につながるものだと信じています。

最後に私は、私達の力で必ず高校無償化適用を実現させると誓い、そのためにも積極的に闘い続け、先代たちが私達にしてくれたように、この権利を勝ち取るため前進していきます。(了)



13カ所で全国一斉行動 (韓国でも連帯する運動を展開)

2月13日大阪での全国集会を皮切りに、福岡をはじめ全国12か所で一斉行動が取り组まれました。(北海道、福島、群馬、茨城、長野、千葉、東京、愛知、兵庫、広島、愛媛)

また、韓国国内でも朝鮮学校のみ

を除外したことが問題となっており、ソウルの日本大使館前では、「ウリハッキョと子どもたちを守る市民の集い」の人たちが、2014年12月から2016年の2月12日まで「金曜行動」として、57回の抗議行動を行っています。

すべての子どもには学びへの権利があります！

どう一度考えてみよう！

九州無償化裁判 Q&A

Q1 高校無償化とはなんですか？
学校への補助金とはちがうのですか？

A 高校無償化法は、日本の高校での教育に係る経済的負担の軽減を図り、すべての子どもたちの教育の機会を与えることを目的としています。具体的には、公立高校の生徒には授業料の「無償化」を、私立高校などの生徒には「公立高校の授業料相当額の就学支援金」を支給する制度です。学校に対する補助金と違い、生徒個人に支給されます。

Q2 どんな学校が高校無償化の対象となるのですか？

A 法律の文言どおり、日本にあるすべての高校の生徒が対象になります。外国人学校の生徒も対象となるようにされています。ブラジル学校、中華学校、韓国学校、インターナショナルスクールなど39校の外国人学校が、文部科学大臣の指定を受けています。ところが、朝鮮高校だけが除外されたのです。

Q3 なぜ、朝鮮学校だけが高校無償化から排除されたのですか？

A 2010年度に文部科学省が定めた朝鮮学校への就学支援金支給の基準は、「高校の課程に類すること」というものでした。朝鮮学校は日本の高校と同様に3年制で、民族教育科目を除いて学習指導要領に準拠したカリキュラムで教育を行っており、基準を満たしていました。

しかし、自民党政権発足後の2013年2月20日に、下村博文文部科学大臣は、朝鮮学校の無償化指定の根拠とされていた規則八号を削除し、朝鮮高校10校を無償化から完全に排除しました。その理由の根拠として挙げているのが、取材不明な新聞記事や政治団体の単なる意見書などです。

朝鮮学校が、2010年度の基準に基づいて申請を行った後、2年以上放置した挙げ句の処置でした。

Q4 国のどんな行為が、違憲・違反になるのですか？

A 国は、拉致問題や朝鮮総聯との関係を理由に就学支援金の不指定処分を行いました。

この事は、朝鮮高校生を他の外国人学校の生徒と差別する点で平等権(憲法14条)を侵害しています。

高校生が家庭の経済状況に関係なく学び続けるための就学支援

金を支給しないことで、朝鮮高校生の学習権(憲法26条)を侵害しています。

誰もが、自らのルーツと民族の言葉や文化を継承しながら人格を形成発展させる権利を有しています。朝鮮学校の生徒であることにより不利益を与える政府の態度は、朝鮮高校生の人格形成過程を侵害し、人格権(憲法13条)を侵害するものです。

他の外国人学校の指定期間を参考にすれば、指定、不指定は長くとも10カ月以内にすべきであったものが2年以上放置したことは行政違反をしています。

Q5 朝鮮学校が、日本の学校と違う見方で歴史等を教えていても、「無償化」からの排除は差別にあたるのですか？

A 日本が批准している子どもの権利条約は、すべての子どもが自民族の言葉と自国の価値観を学ぶ権利を認めています。また、政府は中華学校や韓国学校が植民地時代の日本政策についてどう教えているか、アメリカンスクールでは、原爆投下をどう教えているかなどには干渉していません。朝鮮学校に対してのみ法律を逸脱した干渉をしていることは明白な差別です。

※紙面の関係上、すべてを掲載できませんでした。詳細はHPをご覧ください。

会費(カンパ)のお願い

■会費(カンパ)のお願い

本会の趣旨に賛同いただき会費(カンパ)のご協力をお願いいたします。

(振込先は下記参照)

○ 団体会費 一口 5,000円

○ 個人会費 一口 1,000円

これまでのご協力に厚くお礼申し上げますと共に、裁判の広範な支援の為には、これからも継続的なご協力を呼びかけていきたいと思っております。皆様の暖かいご支援をお待ちしています。

■ 郵便振込の場合

01750-7-164454

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会

■ 銀行振込の場合

福岡銀行折尾支店(普)2988609

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局

ユン キョンリョン

■ 労働金庫振込の場合

九州労働金庫福岡県庁前支店(普)6713577

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局員 前海満広